



栗東市手話言語条例 概要

- 目的（第1条）**
- ① 手話が言語であることの認識及びろう者への理解を広げる
 - ② 全ての市民が共生していく社会の実現を目指す



基本理念（第3条）

- (1) 手話が言語であるとの認識に基づき、市民等が手話により相互に意思を伝える権利を有し、その権利は尊重される。
- (2) ろう者が、自立した日常生活を営み、主体的に社会参加ができる。

市の責務（第4条）

- ✓ 基本理念にのっとり、言語としての手話に対する理解を深め、普及させる施策を総合的かつ計画的に策定し、推進する。

市民等の役割（第5条）

- ✓ 基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するよう努める。
- ✓ 手話を言語として認識し、ろう者への理解を深めるよう努める。

ろう者の役割（第6条）

- ✓ 基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するとともに、手話の意義及び普及に努める。

事業者の役割（第7条）

- ✓ 基本理念に対する理解を深め、市の推進する施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、働きやすい環境を整備するよう努める。

施策の推進（第8条）

- (1) 手話に対する理解及び普及のための施策・・・例) 啓発講座や研修の実施・パンフレット作成
- (2) 手話を使いやすい環境づくりに関する施策・・・例) 市民等への手話の普及や行政情報等を手話で提供
- (3) 聴覚障害児の手話の獲得に関する施策・・・例) 聴覚障がい児が幼い頃から手話を獲得できるような場の情報提供や環境づくり
- (4) その他市長が必要と認める施策

協議の場（第9条） 市長は、施策及び施策の実施状況について、ろう者その他関係者の意見を聞くため、これらの者との協議の場を設けなければならない。

財政上の措置（第10条） 予算の範囲内において必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

委任（第11条） 必要な事項は、市長が別に定める。